

【正会員に関する規程（抜粋）】

一般社団法人大阪府サッカー協会定款（抜粋）

第 3 章 会 員

（法人の構成員）

第 6 条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- （1） 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- （2） 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体
- （3） 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、理事会の決議をもって推薦された者

（会員の資格の取得）

第 7 条 この法人の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定める入会等に関する規程に基づき入会手続きを行い、その承認を受けなければならない。

2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きは要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

（経費の負担）

第 8 条 この法人の正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める入会金及び会費規程に基づき、経費の負担をしなければならない。

2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

（任意退会）

第 9 条 会員は、理事会が定める入会等に関する規程に基づき退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第 1 0 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- （1） この定款その他の規則に違反したとき
- （2） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき
- （3） その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第 1 1 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1） 第 8 条の支払義務を半年以上履行しなかったとき
- （2） 総正会員が同意したとき
- （3） 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第 4 章 総 会

（構 成）

第 1 2 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

一般社団法人 大阪府サッカー協会入会金及び会費規程（抜粋）

（目 的）

第 1 条 この規程は、一般社団法人大阪府サッカー協会（以下「協会」という。）定款第 8 条第 1 項の規定に基づき、協会の入会金及び会費について、必要な事項を定めることを目的とする。

（入会金）

第 2 条 正会員の入会金は、5, 0 0 0 円とする。

（会 費）

第 3 条 会費は、次のとおりとする。

- （1） 正会員 年額 5, 0 0 0 円
- （2） 賛助会員 年額 一口 1 0, 0 0 0 円

一般社団法人 大阪府サッカー協会入会等に関する規程（抜粋）

（目 的）

第 1 条 この規程は、一般社団法人大阪府サッカー協会定款（以下「定款」という。）第 7 条第 1 項及び第 9 条の規定に基づき、一般社団法人大阪府サッカー協会（以下「協会」という。）の入会・継続及び退会の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（個人正会員）

第 2 条 個人正会員になろうとする者は、協会入会金及び会費規程（以下「会費規程」という。）に定める入会金と会費を添えて、会長に入会申込書（様式 1）を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（団体正会員）

第 3 条 団体正会員になろうとする者は、定款第 3 6 条に定める各種連盟・委員会の定められた期日までに、会費規程に定める入会金と会費及び協会登録費徴収規程第 3 条（以下「登録費規程」という。）に定める登録費を添えて、協会のホームページから必要事項を入力して登録手続きを行い、理事会の承認を得るものとする。

（賛助会員）

第 4 条 賛助会員になろうとする者は、会費規程に定める会費を添えて、会長に入会申込書（様式 2）を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（継 続）

第 5 条 個人正会員及び賛助会員は、毎年 4 月 3 0 日までに、会費規程に定める会費を納入しなければならない。

2、団体正会員は、定款第 3 6 条に定める各種連盟・委員会の定められた期日までに、会費規程に定める会費及び登録費規程に定める登録費並びに協会のホームページから必要事項を入力して登録手続きを完了しなければならない。

（任意退会）

第 6 条 正会員及び賛助会員が、退会しようとするときは、会長に退会届（様式 3）を提出することにより退会することができる。

※定款、入会金及び会費規程等は、大阪府サッカー協会ホームページでもご確認いただけます。